

先生各位

診療報酬算定方法の一部改正についてのご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記の項目におきまして、保医発 0731 第 3 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和元年 8 月 1 日より適用

《対象項目》

総合 検査案内	検査 コード	検査項目名称	改正後	現行
P.69	0852	(1→3) -β-D-グルカン	下記参照	下記参照

改正後	現行
DO12 感染症免疫学的検査 (38) (1→3) -β-D-グルカンは、 <u>発色合成基質法、 比濁時間分析法又は ELISA 法</u> により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する～略	DO12 感染症免疫学的検査 (38) (1→3) -β-D-グルカンは、 <u>発色合成基質法又は比濁時間分析法</u> により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する～略